

長久手市長期財政計画

令和3年5月

長久手市

目 次

1	財政計画の概要	1
(1)	作成の意義	1
(2)	計画期間	1
(3)	対象範囲	1
(4)	推計条件の概要	1
2	全般的な推計の条件	2
3	新庁舎及び総合体育館整備に関する推計の条件	4
(1)	新庁舎整備について	4
(2)	総合体育館整備について	5
(3)	新庁舎及び総合体育館整備の実施時期について	6
4	既存の公共施設の更新・改修に関する推計の条件	7
5	将来推計について	5
(1)	財政収支について	5
(2)	地方債残高について	1 1
(3)	基金残高について	1 1
6	今後の財政運営の考え方について	1 2
(1)	歳入面での取り組み	1 2
(2)	歳出面での取り組み	1 2
7	おわりに	1 3

※ 各図表は、表示数値未満四捨五入のため、積上げと合計が合わない場合があります。

1 財政計画の概要

(1) 作成の意義

長久手市においては、「第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）（平成31年3月策定）」に基づき計画的なまちづくりを推進していますが、総合計画策定後に、「長久手市スポーツ施設等整備計画（令和2年3月策定）」（以下「スポーツ施設等計画」という。）において新庁舎及び総合体育館等の整備計画や、「長久手市公共施設個別施設計画（令和3年3月策定）」（以下「個別施設計画」という。）に基づく既存公共施設の更新・改修に関する計画が公表されました。

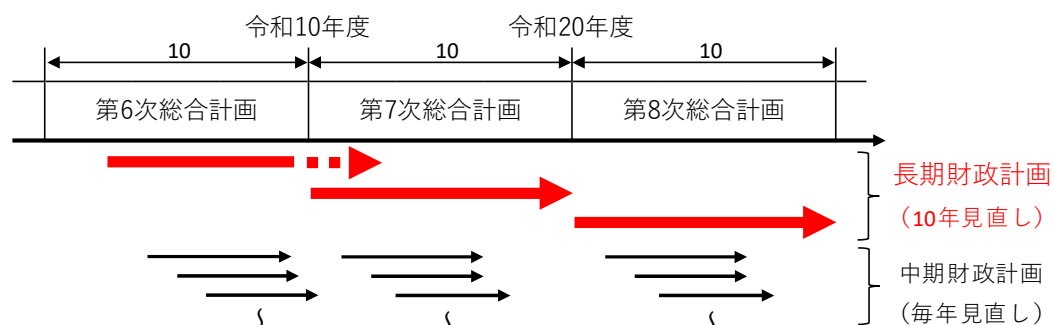
一方、財政面について、「長久手市中期財政計画（令和2年3月策定）」において行った推計では、人件費や扶助費、公債費といった義務的な経費の増加により、現在の行財政運営の水準を維持しては、大幅な財源不足に陥る可能性が明らかになりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入の落ち込みや、感染症対策経費の増加など臨時的な要因も重なり、令和3年度予算編成においては、行政改革の取組などを進め、大規模な事業の見直しを行いました。

このような状況下において、大規模な施設の整備・改修にかかる財源を計画的に確保し、健全な行政運営を維持していくため、中長期的な財政状況の見直しを立て、今後の財政運営の方向性を明らかにすることとします。

(2) 計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年を計画期間とします。

なお、総合計画を財政面で担保するため、見直し結果を総合計画の改定に反映させることとします。



(3) 対象範囲

対象範囲は、一般会計のみとします。

(4) 推計条件の概要

推計にあたっては、令和3年度予算を基準とし、これまでの財政状況の推移や、人口変動の推計、国の経済見通し等の事項を加味し、推計を行いました。

また、スポーツ施設等計画や個別施設計画をもとに、計画で示された事業費や事業スケジュールを参考に、大規模事業の想定を行いました。

2 全般的な推計の条件

財政全般の推計条件は以下のとおりです。

本推計の項目別説明

歳入	地方税	各税目の推計は以下のとおりです。 ○個人・法人市民税 令和7年度までは過去の推移をもとに個別に推計し、以降は前年度歳入に経済成長率（内閣府「中長期の経済財政に関する試算」における名目経済成長率（ベースラインケースを採用・11年目以降は据え置き）と生産年齢人口の増加率を乗じて算出した額とし、増加を見込みます。 ○固定資産税・都市計画税 令和7年度までは過去の推移をもとに個別に推計し、以降、土地分・家屋分は同額、償却資産分は減少を見込みます。なお、家屋分は、3年に一度評価替えによる減額を見込みます。 ○その他の税目 令和7年度までは過去の推移をもとに個別に推計し、以降は同額と推計します。
	県税交付金等※	令和3年度の水準を維持する（不交付団体とする）と見込み、横ばいの推計を基本とします。なお、地方消費税交付金については、令和6年度までは個別に推計し、以降は横ばいの推計とします。
	分担金及び負担金	令和3年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。
	使用料及び手数料	令和4年度に予定されている使用料・手数料の見直しを反映し、その後は同額を見込み、横ばいの推計とします。
	国庫・県支出金	扶助費や普通建設事業費に連動して、増加を見込みます。
	財産収入	令和3年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。
	寄附金	臨時的な収入を除き令和3年度の水準を維持すると見込み、概ね横ばいの推計とします。
	繰入金	令和5年度までは公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計への繰出金の負担を平準化するため、臨時的な特定目的基金の取崩を見込み、令和6年度以降は、600,000千円の財政調整基金の取崩を見込みます。
	繰越金	100,000千円と見込みます。
	諸収入	臨時的な収入を除き令和3年度の水準を維持すると見込み、概ね横ばいの推計とします。
	地方債	令和7年度まではアクションプランなどをもとに個別に推計を行い、令和8年度以降は、普通建設事業費に対し令和3年度～令和7年度の地方債充当率の平均値を乗じた額を見込みます。

※ 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金

歳出	人件費	地方公共団体金融機構が提供している人件費推計ツールを活用し試算を行い、増加を見込みます。なお、指定管理の導入や事業の収束に伴う事務職員の減少を勘案し、定員適正化計画の見直しを検討します。
	扶助費	社会福祉費、児童福祉費は、令和7年度までは個別に推計し、以降、それぞれ総人口、年少人口の増加率に連動して推計しました。老人福祉費については、老年人口の増加率に連動して推計しました。生活保護費は、令和3年度の水準を維持すると見込みました。
	公債費	既発行分については、償還計画に基づき、また、新規発行分については、過年度の償還率等に基づき、各年度の公債費を見込みます。
	物件費	令和3年度の水準を維持すると見込みますが、長期的な歳出超過に対応するため、行政改革の取組みなどにより、令和5年度をめぐり、事業費の削減を見込みます。
	維持補修費	行政改革の取組みなどにより、令和3年度の水準を維持すると見込み、横ばいの推計とします。
	補助費等	行政改革の取組みなどにより、令和3年度の水準を維持すると見込み、概ね横ばいの推計とします。
	積立金	建設改良費の縮減により捻出した財源や、歳入超過分の積立てなどを推計し、計上します。
	投資及び出資金	令和3年度同額の0千円と見込みます。
	貸付金	令和3年度同額の50,000千円と見込みます。
	繰出金	公園西駅周辺土地区画整理事業への繰出金は令和5年度までで皆減を見込みます。国民健康保険特別会計については、令和7年度までは過去の推移をもとに個別に推計し、令和8年度以降は横ばいの推計とします。介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、高齢者人口の推計に連動し推計を行い、増加を見込みます。繰出金全体としては、増加を見込みます。
	普通建設事業費	令和7年度まではアクションプランなどをもとに個別に推計を行い、令和8年度以降は、過去5カ年の普通建設事業費の平均値を事業費として見込みます。
	災害復旧事業費	令和3年度同額の2,500千円と見込みます。
予備費	令和3年度同額の30,000千円と見込みます。	

(参考) 長久手市将来人口推計 (平成29年3月)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口(0~14歳)	10,771	10,808	10,845	10,882	10,920	10,957	10,874	10,790	10,707	10,624	10,541
人口(15~64歳)	39,750	40,007	40,265	40,522	40,779	41,036	41,011	40,987	40,962	40,938	40,913
人口(65歳以上)	10,406	10,648	10,891	11,133	11,376	11,619	11,967	12,316	12,664	13,013	13,361
人口(75歳以上)	5,009	5,318	5,627	5,936	6,246	6,555	6,735	6,915	7,095	7,276	7,456
人口(合計)	60,927	61,464	62,000	62,537	63,075	63,612	63,852	64,093	64,333	64,574	64,815

※ 網掛け部分については推計数値の公表がないため、前後の数値を参考に線形補間で推計した数値となります。

3 新庁舎及び総合体育館整備に関する推計の条件

新庁舎及び総合体育館整備に関する財政的な推計は、以下のとおりです。

施設建設後は、新たな施設の管理運営経費を支出に見込む必要があります。管理運営経費については、低管理コストの設備の導入や施設の集約化・簡素化により既存の経費から一定の縮減が期待されますが、詳細な試算がされていないため、本検討においては対象外とし、建設事業に係る経費の推計のみを行います。

なお、整備手法については、PFI等の活用が想定されますが、現段階では未定のため、従来の公共事業方式での推計とします。

(1) 新庁舎整備について

ア 新庁舎の概算事業費

本体建築工事費用については、スポーツ施設等計画の試算を引用し、整備手法は従来の公共事業方式で行うとし、整備費の床面積単価は他自治体の実績を参考に、新庁舎の延べ床面積を9,500㎡、1㎡当たりの建設費用を417千円と仮定した場合、次のとおりとなります。

なお、今後検討する規模や整備手法などにより、整備費用は変更になる可能性があり、用地費等は試算がされていないため、推計に含まないこととします。

種別	概算事業費	備考
庁舎本体工事	3,961,500千円	延床面積9,500㎡を想定
造成工事	137,700千円	用排水路の覆蓋化含む
外構工事（駐車場・道路）	222,300千円	AS舗装、排水、外灯、フェンス等
外構工事（広場・植栽）	177,900千円	植栽、排水、外灯、フェンス等
解体工事	72,200千円	本庁舎
解体工事	82,900千円	西庁舎
改修工事	80,800千円	本庁舎（増築部分）
調査費	9,500千円	測量、地質
設計監理委託	352,000千円	
移転・備品費	153,000千円	
合計	5,249,800千円	

イ 新庁舎整備に活用する財源

新庁舎整備の事業費に関しては、前項のとおり積算となります。当該事業費の財源について、庁舎建設事業には一般的に国や県の補助メニューが無く、地方債や基金を活用して事業費を賄う必要があります。

新庁舎整備に係る財源内訳と建設費用の将来負担への影響は以下のとおりです。

(財源内訳)

項目	金額	備考
地方債	3,200,000 千円	起債対象となる経費の70%を想定
基金	2,049,800 千円	地方債以外の部分は基金を想定
補助金	0 千円	
合計	5,249,800 千円	

(将来負担への影響)

項目	内容	備考
地方債借入額	3,200,000 千円	
借入条件	30年元金均等償還	据置2年、10年利率見直し
利率	年0.5%	
年間元金償還額	114,286 千円	据置期間終了後

(2) 総合体育館整備について

ア 総合体育館整備の概算事業費

本体建築工事費用については、スポーツ施設等計画の試算を引用し、整備手法は従来の公共事業方式で行うとし、整備費の床面積単価は刊行物による市場調査を参考に、総合体育館の延べ床面積を10,900㎡、1㎡当たりの建設費用をアリーナゾーン（体育館）：539千円、軽運動ゾーン（フィットネス）：277千円、プール：400千円と仮定した場合、次のとおりとなります。

なお、今後検討する規模や整備手法などにより、整備費用は変更になる可能性があり、用地費等は試算がされていないため、推計に含まないこととします。

種別	概算事業費	備考
体育館本体工事	5,224,100 千円	延床面積10,900㎡を想定(プール有)
造成工事	264,600 千円	用排水路の覆蓋化、雨水貯留装置
外構工事(駐車場・道路)	81,300 千円	AS舗装、排水、外灯、フェンス等
外構工事(広場・植栽)	208,500 千円	植栽、排水、外灯、フェンス等
調査費	6,100 千円	測量、地質
設計監理委託	352,000 千円	
移転・備品費	206,000 千円	
合計	6,315,600 千円	

イ 総合体育館整備に活用する財源

総合体育館整備の事業費に関しては、前項のと通りの積算となります。当該事業費の財源について、国庫補助金の学校施設環境改善交付金が活用できる見込みです。そのほか、スポーツ振興くじ助成金等の活用が見込めますが、事業費に対して少額となることから推計から除外し、残りの財源については、地方債や基金の活用を見込みます。

総合体育館整備に係る財源内訳と建設費用の将来負担への影響は以下のとおりです。

(財源内訳)

項目	金額	備考
補助金	668,000 千円	補助率 1/3、配分基礎額 2,003,420 千円
地方債	3,800,000 千円	起債事業区分ごとに想定
基金	1,847,600 千円	地方債以外の部分は基金を想定
合計	6,315,600 千円	

(将来負担への影響)

項目	内容	備考
地方債借入額	3,800,000 千円	
借入条件	30 年元金均等償還	据置 2 年、10 年利率見直し
利率	年 0.5%	
年間元金償還額	135,714 千円	据置期間終了後

(3) 新庁舎及び総合体育館整備の実施時期について

新庁舎及び総合体育館整備について、両方を実施した場合、施設整備時に 3,897,400 千円の基金が必要となります。現在の基金残高の状況は、令和 2 年度末時点で、公共施設等整備基金及び公共施設等管理基金合わせて 1,764,018 千円となっていますが、公園西駅周辺土地地区画整理事業特別会計への繰出金の増加等に伴う財政負担の平準化を目的として、令和 5 年度末までに 1,209,859 千円程度（庁舎整備分は約 10 億円）まで取崩すことを想定しています。令和 6 年度以降の基金残高は、決算時の剰余金処分による積立てを見積もっても、総額ではほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

現状では整備に必要な基金が約 27 億円不足する状況にあり、この不足分を補うためには、毎年多額の積立金を準備する必要があります。この積立金の原資は、既存の経費を削減して捻出する必要がありますが、経常的な経費の削減はすでにある程度見込んで推計を行っているため、さらなる削減を行うことは行政サービスの低下につながりかねません。そのため、計画的に基金の積立てを行うためには、普通建設事業費などの投資的な経費の削減を行い、積立てを行っていくこととします。

ここで、新庁舎整備及び総合体育館整備を、同時期に整備を実施したと仮定して推計を行うと、アクションプランや既存公共施設の更新・改修に充てる財源すべてを積立金

に充てなければならない推計となります。このため、新庁舎建設及び総合体育館整備については実施時期を分散する必要があるとあり、まずは新庁舎整備を先行することとし、既に基金に積み立ててある約 10 億円に、約 10 億円程度の基金の積み増しを行った上で、令和 13 年度以降に新庁舎整備を完了することを想定します。その後、さらに基金の積立てを行い、その状況を勘案して総合体育館整備を行うこととします。

なお、PFI 事業により総合体育館整備を行った場合は、資金調達を民間が行うため、施設建設時の一般財源の投入（基金の取崩し）が不要となり、建設時の一時的な費用負担を軽減することができますが、建設後の運営経費の試算などが行われていないため、本計画においては推計に含めず、今後の見直しの中で検討していくこととします。

4 既存の公共施設の更新・改修に関する推計の条件

既存の公共施設の更新・改修については、個別施設計画の更新・改修スケジュールをもとに推計を行いました。事業費については、「一般財団法人建築保全センター『平成 17 年版 建築物のライフサイクルコスト』概算」などを参考に、更新・改修費用を推計しました。

なお、福祉の家については、現在、民間活力の導入に係る調査を実施しています。今後、温泉エリアの運営形態などが変更になれば、市が改修を実施する範囲、程度も大幅に変更になり、その費用についても変更になる可能性があります。現段階においては、その試算結果などが無いため、本計画においては推計に含めず、今後の見直しの中で検討していくこととします。

令和 12 年度までに必要となる事業費と財源の内訳は以下のとおりです。

項目	令和 4～12 年度	1 年あたり
事業費	3,423,992 千円	380,444 千円
うち国庫補助金	129,362 千円	14,374 千円
うち地方債	1,722,600 千円	191,400 千円
うち一般財源	1,572,030 千円	174,670 千円

既存の公共施設の更新・改修に係る事業費としては、令和 12 年度までに、約 34.2 億円が必要となり、1 年あたり約 3.8 億円になると試算されます。実質的な財政負担である一般財源分については、1 年あたり約 1.7 億円が必要になると見込みます。

既存の公共施設の改修には文化の家大規模改修が含まれますが、概算段階でも事業規模が大きく、単年度での財源確保が難しいと想定されるため、計画的に基金を積立てていくこととし、その状況により実施時期を検討していきます（基金積立目標額：約 10 億円）。

最後に、事業費については概算費用のため、確実に予算確保を保障するものでなく、施設の規模、内容の見直しを行いながら、別途実施計画を定め予算化していきます。

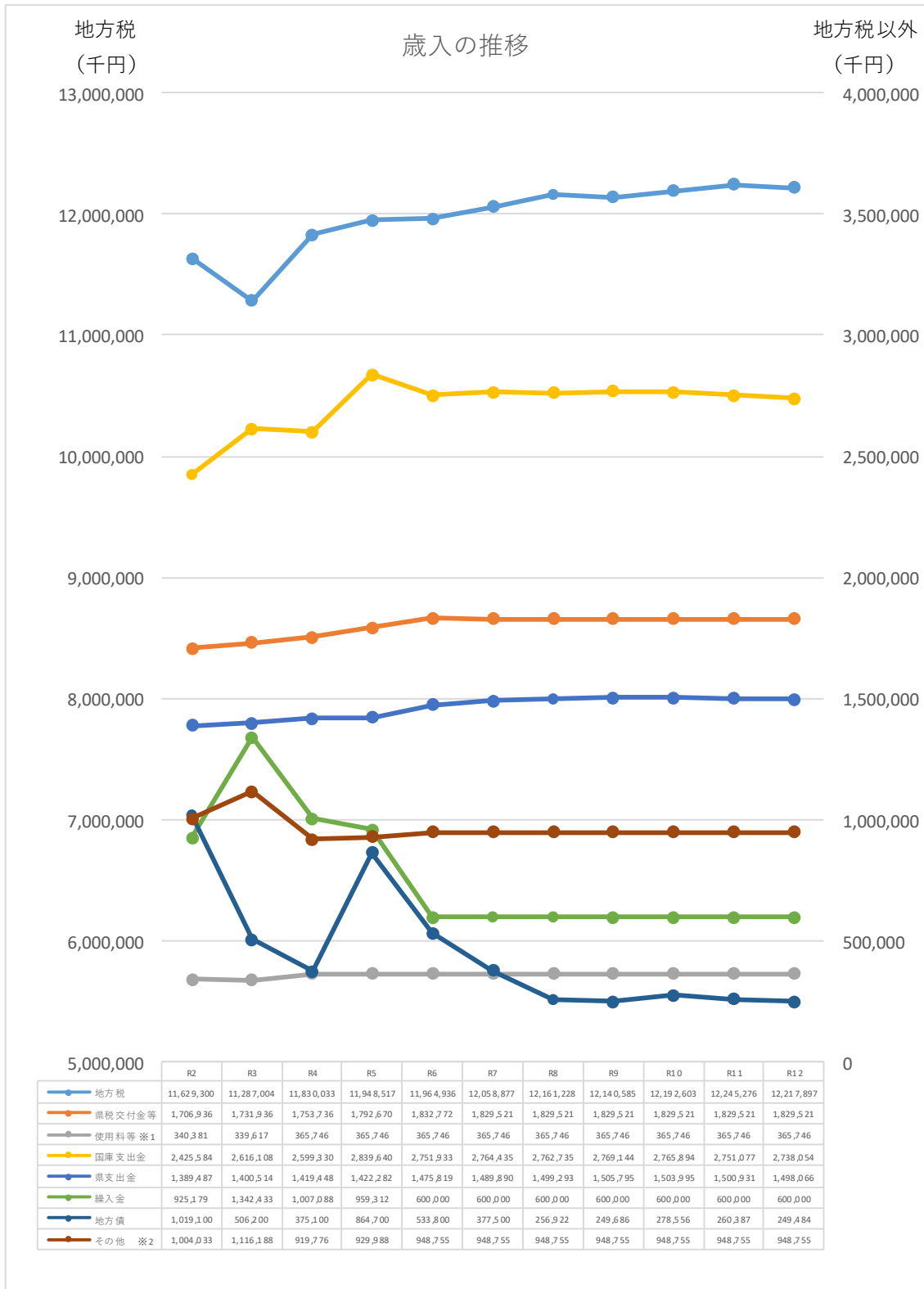
5 将来推計について

各推計条件のもと行った将来推計の結果は以下のとおりです。

(1) 財政収支について

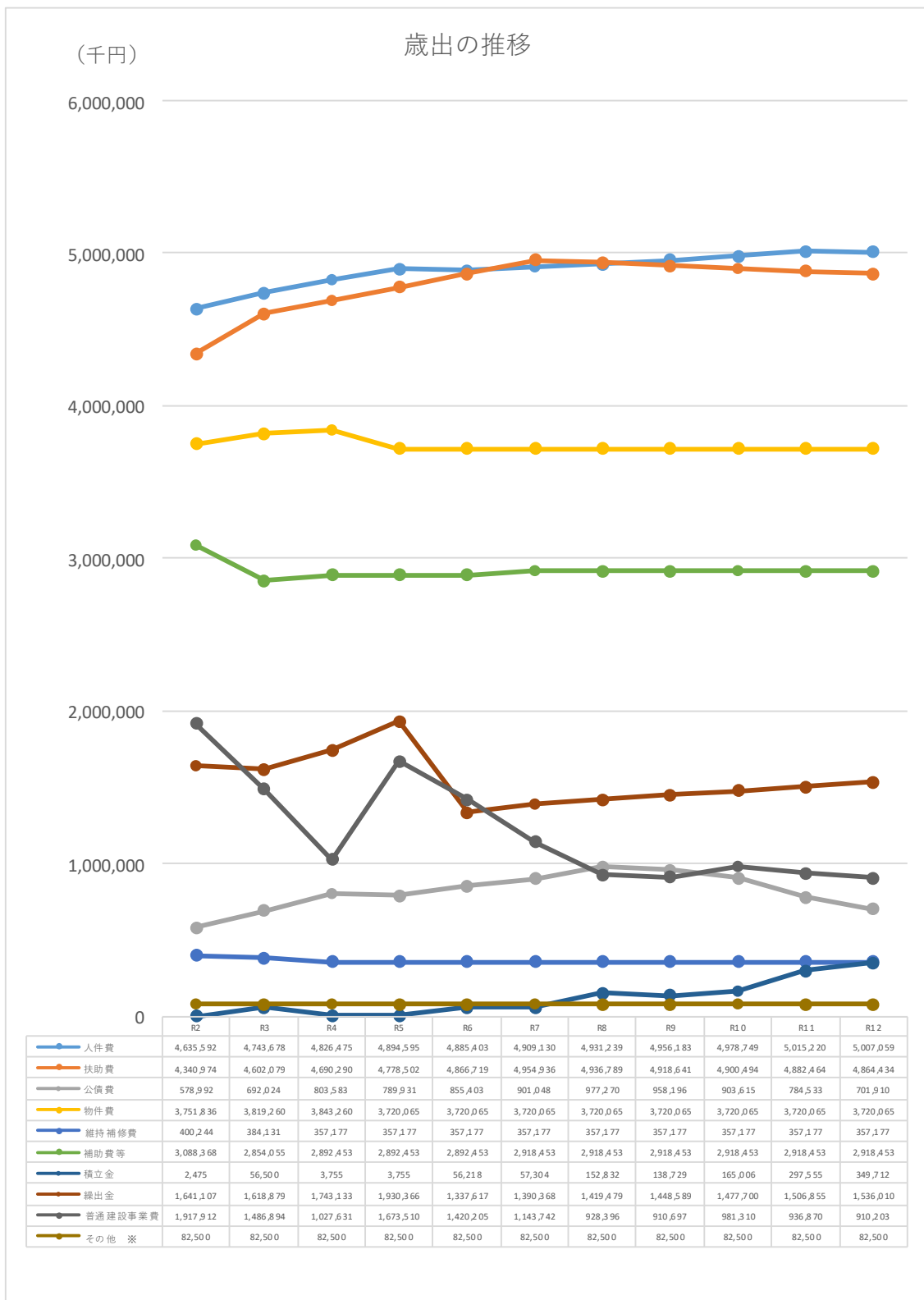
単位：千円

項目	予算額	予算額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額	推計額
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1 地方税	11,629,300	11,287,004	11,830,033	11,948,517	11,964,936	12,058,877	12,161,228	12,140,585	12,192,603	12,245,276	12,217,897
2 地方譲与税	128,936	124,936	128,936	128,936	128,936	128,936	128,936	128,936	128,936	128,936	128,936
3 利子割交付金	9,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
4 配当割交付金	68,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000	62,000
5 株式等譲渡所得割交付金	41,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000
6 法人事業税交付金	33,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
7 地方消費税交付金	1,270,000	1,260,000	1,297,800	1,336,734	1,376,836	1,376,836	1,376,836	1,376,836	1,376,836	1,376,836	1,376,836
8 環境性能割交付金	38,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
9 地方特例交付金	84,000	104,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
10 地方交付税	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	21,749	21,749	21,749	21,749	21,749	21,749
11 交通安全対策特別交付金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
12 分担金及び負担金	166,607	166,151	166,151	166,151	166,151	166,151	166,151	166,151	166,151	166,151	166,151
13 使用料及び手数料	173,774	173,466	199,595	199,595	199,595	199,595	199,595	199,595	199,595	199,595	199,595
14 国庫支出金	2,425,584	2,616,108	2,599,330	2,839,640	2,751,933	2,764,435	2,762,735	2,769,144	2,765,894	2,751,077	2,738,054
15 県支出金	1,389,487	1,400,514	1,419,448	1,422,282	1,475,819	1,489,890	1,499,293	1,505,795	1,503,995	1,500,931	1,498,066
16 財産収入	10,130	10,131	10,130	10,130	10,130	10,130	10,130	10,130	10,130	10,130	10,130
17 寄附金	5,002	127,505	16,005	16,005	16,005	16,005	16,005	16,005	16,005	16,005	16,005
18 繰入金	925,179	1,342,433	1,007,088	959,312	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
19 繰越金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
20 諸収入	888,901	878,552	793,641	803,853	822,620	822,620	822,620	822,620	822,620	822,620	822,620
21 地方債	1,019,100	506,200	375,100	864,700	533,800	377,500	256,922	249,686	278,556	260,387	249,484
歳入合計	20,440,000	20,340,000	20,270,258	21,122,854	20,473,760	20,434,723	20,424,200	20,409,231	20,485,070	20,501,693	20,447,523
1 人件費	4,635,592	4,743,678	4,826,475	4,894,595	4,885,403	4,909,130	4,931,239	4,956,183	4,978,749	5,015,220	5,007,059
2 扶助費	4,340,974	4,602,079	4,690,290	4,778,502	4,866,719	4,954,936	4,936,789	4,918,641	4,900,494	4,882,464	4,864,434
3 公債費	578,992	692,024	803,583	789,931	855,403	901,048	977,270	958,196	903,615	784,533	701,910
4 物件費	3,751,836	3,819,260	3,843,260	3,720,065	3,720,065	3,720,065	3,720,065	3,720,065	3,720,065	3,720,065	3,720,065
5 維持補修費	400,244	384,131	357,177	357,177	357,177	357,177	357,177	357,177	357,177	357,177	357,177
6 補助費等	3,088,368	2,854,055	2,892,453	2,892,453	2,892,453	2,918,453	2,918,453	2,918,453	2,918,453	2,918,453	2,918,453
7 積立金	2,475	56,500	3,755	3,755	56,218	57,304	152,832	138,729	165,006	297,555	349,712
8 投資及び出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 貸付金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
10 繰出金	1,641,107	1,618,879	1,743,133	1,930,366	1,337,617	1,390,368	1,419,479	1,448,589	1,477,700	1,506,855	1,536,010
11 普通建設事業費	1,917,912	1,486,894	1,027,631	1,673,510	1,420,205	1,143,742	928,396	910,697	981,310	936,870	910,203
12 災害復旧事業費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
13 予備費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
歳出合計	20,440,000	20,340,000	20,270,258	21,122,854	20,473,760	20,434,723	20,424,200	20,409,231	20,485,070	20,501,693	20,447,523
歳入歳出差引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



※1 分担金及び負担金、使用料及び手数料

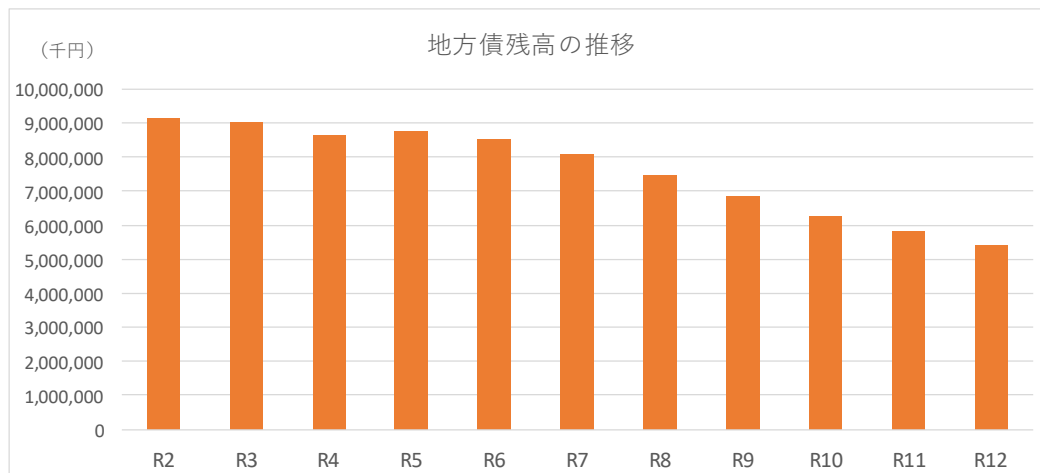
※2 財産収入、寄附金、繰越金、諸収入



※ 投資及び出資金、貸付金、災害復旧事業費、予備費

(2) 地方債残高について

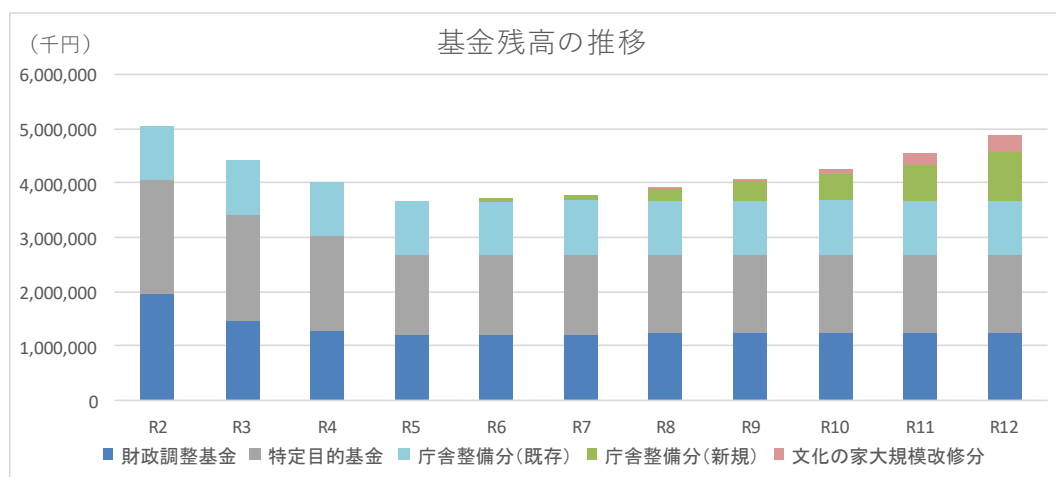
地方債残高の推移は以下のとおりです。



大規模事業の実施に向けて、普通建設事業費を抑制し、基金積立てを行っていくため、今後は、地方債の発行が抑えられると見込みます。そのため、地方債残高も減少傾向となり、これに合わせて毎年の公債費負担も軽減されると見込みます。地方債の発行は、その負担を将来に残すものではありませんが、庁舎など、長期にわたり利用する施設の整備に関する財源においては、地方債を活用することも検討する必要がありますので、将来の過度な負担とならない範囲で地方債の活用を行います。

(3) 基金残高について

基金残高については以下のとおりです。



新庁舎整備及び文化の家大規模改修に向けて、基金の積み増しを行っていくため、令和6年度以降、基金残高の増加を見込みます。しかしながら、新庁舎整備及び文化の家大規模改修完了後は、公共施設等整備基金及び公共施設等管理基金の残高がほぼ無くなると推計されるため、その後の公共施設の更新など一時的に多額の財源が必要とな

る事業については、対応することが困難な状況になると想定されます。

6 今後の財政運営の考え方について

引き続き、財政構造の弾力性を維持し、財政運営の継続性を確保していくため、市の行政改革指針及び重要課題事業を踏まえて事業の見直しを進めていきます。

(1) 歳入面での取り組み

ア 受益者負担の適正化

公共施設管理の最適化のため、維持管理費の縮減に努めるとともに、継続的な使用料・手数料の見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

また、特別会計や企業会計においても、保険料や使用料の見直しを行うことで歳入の確保に努め、一般会計からの基準外繰出しの縮減などを図ります。

イ 市有財産の適正管理

市有財産の所有目的を明確にし、処分可能な遊休資産等については、売却や貸付などを積極的に検討し、新たな財源確保に努めます。

ウ 計画的な基金積立て

今後、新庁舎整備や文化の家の大規模改修といった大規模事業の実施が見込まれるため、実施に向けた財源の確保として、計画的に基金の積立てを行います。

【積立ての目安】

○財政調整基金：当面の間 10 億円程度を目安に維持することを目標

○公共施設等整備基金：令和 13 年度ごろまでに 20 億円程度（新庁舎整備）

○公共施設等管理基金：令和 16 年度ごろまでに 12 億円程度

（文化の家改修事業、小中学校空調改修）

(2) 歳出面での取り組み

ア 事務事業の見直し・ICT 化の推進

既存事業の見直しや ICT 化の推進による経常経費の削減を行うとともに、新たな事業を始めるには、既存事業をやめること（ビルドアンドスクラップ）などにより、経費の増加を抑制します。

イ 施設の民営化・民間活力の導入

市や職員が担うべき業務を見直し、施設の民営化や民間活力の導入を進めることで業務を効率化するとともに、行政サービスの肥大化を防ぎます。

ウ 公共施設等の適正な管理

公共施設の更新時に機能の複合化・多様化を検討するとともに、公民連携や広域連携の促進により、トータルコストを削減します。

また、個別施設計画に基づく予防的な修繕を実施することで、施設の長寿命化と維持補修費の削減を図ります。

エ 普通建設事業費の抑制について

新庁舎整備や文化の家大規模改修の実施に向けて、その財源となる基金を計画的に積み立てるため、当面の間、普通建設事業費を抑制し、積立の財源を確保します。

具体的には、経常的に必要になる事業費と、個別施設計画に基づく既存公共施設の更新・改修に係る事業費を優先的に確保し、それ以外の部分については、歳入の状況等を勘案して配分していくこととします。

オ 人件費、扶助費、公債費の削減について

一般的に削減が難しいとされる人件費、扶助費、公債費の義務的な経費についても見直しを進めていくこととします。

人件費については、歳出に占める割合が約25%程度と高くなっているため、ICT化や外部委託、指定管理委託などの取り組みを進めることで、人件費、物件費含めた総費用の削減を図ります。

扶助費については、給付等削減の難しい経費となりますが、市単独の扶助費などについては、時代に合った見直しを行うなど、抑制に努めていきます。

公債費については、普通建設事業費の抑制に合わせて地方債の発行を抑制することで、削減を図っていきます。

7 おわりに

なお、長期財政見通しの試算は、現時点で制度の変更が予定されているもの以外は原則として現行の制度が変わらないものと仮定し、これまでの決算数値等を参考にするなど一定の想定に基づいて推計したものです。よって、新型コロナウイルス感染症の影響や市民ニーズの変化など、今後の社会情勢の変化を受けて変更になる可能性があります。

また、推計に用いた事業費などについては、現段階での概算費用であり、予算化にあたっては、詳細な事業内容の検討や費用の積み上げが必要になるため、将来の予算編成を拘束するものではありません。



長久手市長期財政計画

長久手市 総務部 財政課

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話 0561-63-1111 (代表)

FAX 0561-63-2100

E-mail :zaisei@nagakute.aichi.jp